

気象業務法の一部を改正する法律案新旧対照条文

本則関係

○ 気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）…………… 1

附則関係

○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第六条関係）…………… 7

○ 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（附則第七条関係）…………… 9

気象業務法の一部を改正する法律案新旧対照条文

○ 気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一章 総則</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 この法律において「気象業務」とは、次に掲げる業務をいう。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動（以下単に「地震動」という。）に限る。）及び水象の予報及び警報</p> <p>三 〓七 (略)</p> <p>5 〓8 (略)</p> <p>(気象庁長官の任務)</p> <p>第三条 気象庁長官は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行うように努めなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 気象、地震動、火山現象、津波及び高潮の予報及び警報の中枢組織を確立し、及び維持すること。</p> <p>三 気象、地震動及び火山現象の観測、予報及び警報に関する情報を迅速に</p>	<p>第一章 総則</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 この法律において「気象業務」とは、左に掲げる業務をいう。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象の予報及び警報</p> <p>三 〓七 (略)</p> <p>5 〓8 (略)</p> <p>(気象庁長官の任務)</p> <p>第三条 気象庁長官は、第一条の目的を達成するため、左に掲げる事項を行うように努めなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 気象、津波及び高潮の予報及び警報の中枢組織を確立し、及び維持すること。</p> <p>三 気象の観測、予報及び警報に関する情報を迅速に交換する組織を確</p>

速に交換する組織を確立し、及び維持すること。

四 地震（地震動を除く。）の観測の成果を迅速に交換する組織を確立し、及び維持すること。

五・六 （略）

第二章 観測

（気象庁以外の者の行う気象観測）

第六条 （略）

2 政府機関及び地方公共団体以外の者が次に掲げる気象の観測を行う場合には、前項の技術上の基準に従つてこれをしなければならない。ただし、国土交通省令で定める気象の観測を行う場合は、この限りでない。

一・二 （略）

（削る。）

3・4 （略）

第三章 予報及び警報

（予報及び警報）

第十三条 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、地象（地震にあつては、地震動に限る。第十六条を除き、以下この章において同じ。）

、津波、高潮、波浪及び洪水についての一般の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

2・3 （略）

立し、及び維持すること。

四 地震及び火山現象の観測の成果を迅速に交換する組織を確立し、及び維持すること。

五・六 （略）

第二章 観測

（気象庁以外の者の行う気象観測）

第六条 （略）

2 政府機関及び地方公共団体以外の者が次に掲げる気象の観測を行う場合には、前項の技術上の基準に従つてこれをしなければならない。ただし、国土交通省令で定める気象の観測を行う場合は、この限りでない。

一・二 （略）

三 その成果を電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一

項第九号の電気事業の運営に利用するための気象の観測

3・4 （略）

第三章 予報及び警報

（予報及び警報）

第十三条 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、地象（地震及び火山現象を除く。この章において以下同じ。）

、津波、高潮、波浪及び洪水についての一般の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

2・3 （略）

第十五条 気象庁は、第十三条第一項、第十四条第一項又は前条第一項から第三項までの規定により、気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水の警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその警報事項を警察庁、国土交通省、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。地震動の警報以外の警報をした場合において、警戒の必要がなくなつたときも同様とする。

2 前項の通知を受けた警察庁、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関は、直ちにその通知された事項を関係市町村長に通知するように努めなければならない。

3 (略)

4 第一項の通知を受けた国土交通省の機関は、直ちにその通知された事項を航行中の航空機に周知させるように努めなければならない。

5 第一項の通知を受けた海上保安庁の機関は、直ちにその通知された事項を航海中及び入港中の船舶に周知させるように努めなければならない。

6 (略)

(航空予報図の交付)

第十六条 気象庁は、国土交通省令で定める航空機に対し、その航行前、気象、地象(地震を除く。)又は水象についての予想を記載した航空予報図を交付しなければならない。

第十五条 気象庁は、第十三条第一項、第十四条第一項又は前条第一項から第三項までの規定により、気象、津波、高潮、波浪及び洪水の警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその警報事項を東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、警察庁、海上保安庁、国土交通省、日本放送協会又は都道府県の機関に通知しなければならない。警戒の必要がなくなつた場合も同様とする。

2 前項の通知を受けた東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、警察庁及び都道府県の機関は、直ちにその通知された事項を関係市町村長に通知するように努めなければならない。

3 (略)

4 第一項の通知を受けた海上保安庁の機関は、直ちにその通知された事項を航海中及び入港中の船舶に周知させるように努めなければならない。

5 第一項の通知を受けた国土交通省の機関は、直ちにその通知された事項を航行中の航空機に周知させるように努めなければならない。

6 (略)

(航空予報図の交付)

第十六条 気象庁は、国土交通省令で定める航空機に対し、その航行前、気象、地象又は水象についての予想を記載した航空予報図を交付しなければならない。

(許可の基準)

第十八条 気象庁長官は、前条第一項の規定による許可の申請書を受理したときは、次の基準によつて審査しなければならない。

一・二 (略)

三 地震動及び火山現象の予報以外の予報の業務を行おうとする場合にあつては、当該予報業務を行う事業所につき、第十九条の二の要件を備えることとなつてゐること。

四 地震動又は火山現象の予報の業務を行おうとする場合にあつては、当該予報業務のうち現象の予想の方法が国土交通省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

2 (略)

(気象予報士の設置)

第十九条の二 第十七条の規定により許可を受けた者(地震動又は火山現象の予報の業務のみの許可を受けた者を除く。次条において同じ。)は、当該予報業務を行う事業所ごとに、国土交通省令で定めるところにより、気象予報士(第二十四条の二十の登録を受けている者をいう。以下同じ。)を置かなければならない。

(業務改善命令)

第二十条の二 気象庁長官は、第十七条の規定により許可を受けた者が第十八条第一項各号のいずれかに該当しないこととなつた場合その他第十七条の規定により許可を受けた者の予報業務の適正な運営を確保するため必要があるときは、当該許可を受けた者に対し、その施設及び要員又はその現象の予想の方法について同項各号に適合するための措

(許可の基準)

第十八条 気象庁長官は、前条第一項の規定による許可の申請書を受理したときは、次の基準によつて審査しなければならない。

一・二 (略)

三 当該予報業務を行う事業所につき、第十九条の二の要件を備えることとなつてゐること。

2 (略)

(気象予報士の設置)

第十九条の二 第十七条の規定により許可を受けた者は、当該予報業務を行う事業所ごとに、国土交通省令で定めるところにより、気象予報士(第二十四条の二十の登録を受けている者をいう。以下同じ。)を置かなければならない。

(業務改善命令)

第二十条の二 気象庁長官は、第十七条の規定により許可を受けた者が第十八条第一項各号の一に該当しないこととなつた場合その他第十七条の規定により許可を受けた者の予報業務の適正な運営を確保するため必要があるときは、当該許可を受けた者に対し、その施設及び要員について同項各号に適合するための措置その他当該予報業務の運営を改

置その他当該予報業務の運営を改善するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(警報の制限)

第二十三条 気象庁以外の者は、気象、地震動、火山現象、津波、高潮、波浪及び洪水の警報をしてはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

第四章 無線通信による資料の発表

(無線通信による資料の発表)

第二十五条 気象庁は、国土交通省令の定めるところにより、次に掲げるものを総合して作成する資料を国内及び国外の気象業務を行う機関、船舶又は航空機において受信されることを目的とする無線通信により発表しなければならない。

一 (略)

二 国内及び国外の気象、地象（地震を除く。）及び水象の予報事項及び警報事項

三 前二号に掲げるもののほか、国内及び国外の気象、地象及び水象に関する情報

第二十六条 (略)

2 第十八条（第一項第二号から第四号までを除く。）及び第二十条の二から第二十二号までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第二十条の二中「第十八条第一項各号のいずれか」とあり、及び「

善するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(警報の制限)

第二十三条 気象庁以外の者は、気象、津波、高潮、波浪及び洪水の警報をしてはならない。但し、政令で定める場合は、この限りでない。

第四章 無線通信による資料の発表

(無線通信による資料の発表)

第二十五条 気象庁は、国土交通省令の定めるところにより、左に掲げるものを総合して作成する資料を国内及び国外の気象業務を行う機関、船舶又は航空機において受信されることを目的とする無線通信により発表しなければならない。

一 (略)

二 国内及び国外の気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象の予報事項及び警報事項

三 前二号に掲げるものの外、国内及び国外の気象、地象及び水象に関する情報

第二十六条 (略)

2 第十八条（第一項第二号及び第三号を除く。）及び第二十条の二から第二十二号までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第二十条の二中「第十八条第一項各号の一」とあり、及び「同項各号」

同項各号」とあるのは、「第十八条第一項第一号」と読み替えるものとする。

第六章 雑則

(気象測器等の保全)

第三十七条 何人も、正当な理由がないのに、気象庁若しくは第六条第一項若しくは第二項の規定により技術上の基準に従つてしなければならぬ気象の観測を行う者が屋外に設置する気象測器又は気象、地象（地震にあつては、地震動に限る。）、津波、高潮、波浪若しくは洪水についての警報の標識を壊し、移し、その他これらの気象測器又は標識の効用を害する行為をしてはならない。

とあるのは、「第十八条第一項第一号」と読み替えるものとする。

第六章 雑則

(気象測器等の保全)

第三十七条 何人も、正当の理由がないのに、気象庁若しくは第六条第一項若しくは第二項の規定により技術上の基準に従つてしなければならぬ気象の観測を行う者が屋外に設置する気象測器又は気象、地象（地震及び火山現象を除く。）、津波、高潮、波浪若しくは洪水についての警報の標識をこわし、移し、その他これらの気象測器又は標識の効用を害する行為をしてはならない。

改正案

現行

改正案		現行	
課税標準	税率	課税標準	税率
<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係）</p> <p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p> <p>一〇百四十二（略）</p> <p>百四十三 予報業務の許可若しくは予報業務の範囲の変更の認可、氣象観測成果の無線通信による発表業務の許可若しくは氣象測器の器差に係る認定測定者の認定又は氣象測器に係る登録検定機関の登録</p> <p>(一) 氣象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十七条第一項（予報業務の許可）の予報業務の許可</p> <p>(二) 氣象業務法第十九条第一項（変更認可）の予報業務の範囲の変更の認可（同法第十八条第一項第三号（許可の基準）の予報の業務又は同項第四号の地震動若しくは火山現象の予報の業務を新たに行うために受けるものに限る。）</p> <p>(三) 氣象業務法第二十六条第一項（無線通信による資料の発表）の規定に</p>	<p>許可件数</p> <p>一件につき九万円</p>	<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係）</p> <p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p> <p>一〇百四十二（略）</p> <p>百四十三 予報業務の許可、氣象観測成果の無線通信による発表業務の許可若しくは氣象測器の器差に係る認定測定者の認定又は氣象測器に係る登録検定機関の登録</p> <p>(一) 氣象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十七条第一項（予報業務の許可）の予報業務の許可</p>	<p>許可件数</p> <p>一件につき九万円</p>
<p>(三) 氣象業務法第二十六条第一項（無線通信による資料の発表）の規定に</p>	<p>許可件数</p> <p>一件につき九万円</p>	<p>(二) 氣象業務法第二十六条第一項（無線通信による資料の発表）の規定に</p>	<p>許可件数</p> <p>一件につき九万円</p>

百四十四～百五十八 (略)	よる気象の観測の成果に係る無線通信による発表の業務の許可 (四) 気象業務法第三十二条の二第一項(測定能力の認定)の規定による認定測定者の認定	認定件数	一件につき九万円
	(五) 気象業務法第九条(登録検定機関の登録)の登録(更新の登録を除く)	登録件数	一件につき九万円
百四十四～百五十八 (略)	よる気象の観測の成果に係る無線通信による発表の業務の許可 (三) 気象業務法第三十二条の二第一項(測定能力の認定)の規定による認定測定者の認定	認定件数	一件につき九万円
	(四) 気象業務法第九条(登録検定機関の登録)の登録(更新の登録を除く)	登録件数	一件につき九万円

改正案	現行
<p>第一章 総則 （所掌事務）</p> <p>第四条 国土交通省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 百十八 （略）</p> <p>百十九 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び警報並びに気象通信に関すること。</p> <p>百二十 百二十八 （略）</p>	<p>第一章 総則 （所掌事務）</p> <p>第四条 国土交通省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 百十八 （略）</p> <p>百十九 気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象の予報及び警報並びに気象通信に関すること。</p> <p>百二十 百二十八 （略）</p>